

令和2年第1回水巻町議会 定例会 会議録

令和2年第1回水巻町議会定例会第3回継続会は、令和2年3月11日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	船津 宰
2番	廣瀬 猛	9番	高橋 恵司
3番	津田敏文	10番	入江 弘
4番	大貝信昭	11番	住吉浩徳
5番	岡田選子	12番	松野俊子
6番	中山 恵	13番	久保田賢治
7番	古賀信行	14番	水ノ江晴敏

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 入 江 浩 二

係 長 ・ 藤 井 麻衣子

主 任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	山 田 美 穂
副 町 長	吉 岡 正	福 祉 課 長	吉 田 奈 美
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	内 山 節 子
総 務 課 長	蔵 元 竜 治	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	増 田 浩 司	産 業 環 境 課 長	原 田 和 明
財 政 課 長	篠 村 潔	下 水 道 課 長	河 村 直 樹
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	中 西 豊 和
税 務 課 長	大 黒 秀 一	学 校 教 育 課 長	吉 田 功
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	服 部 達 也	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 浩 幸

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和2年3月定例会 (第1回)

第3回継続会

本会議 会議録

令和2年3月11日

水巻町議会

令和2年第1回水巻町議会 第3回継続会 会議録

令和2年3月11日

午前10時00分開議

議長（白石雄二）

出席14名、定足数に達していますので、只今から令和2年第1回水巻町議会定例会第3回継続会を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（白石雄二）

日程第1、一般質問について。これより一般質問を行います。1番、公明党。久保田議員。

13番（久保田賢治）

13番、久保田賢治です。公明党を代表しまして、一般質問の冒頭質問をします。

「就職氷河期世代への支援」に関する取り組みについて。

就職氷河期世代とは、バブル崩壊後の厳しい雇用環境の中で就職活動を行なった世代で、現在も本意ながら非正規雇用として働いている方や、未就職・無業の状態にある方など、様々な課題を抱えている世代です。概ね、30代半ばから40代半ばに達しており、不安定な就労環境や低収入、パワハラによるひきこもりや長期無業など課題も様々で、これまでの国の施策では不十分であることが明らかになりました。国は2019年に「就職氷河期世代支援プログラム」を策定し、正規雇用へ具体的な数値目標を掲げるとともに、息の長い継続的で伴走型の支援体制を構築すると宣言致しました。

30代半ばから40代半ばというと、仕事においても子育てにおいても、社会の中核となっている世代であります。町の将来のためにも、国のこの取り組みを絶好の機会と捉え、出来る限りの事をすべきと考え、質問致します。

(1)「就職氷河期世代支援プログラム」について、説明をお願いします。

(2)対象者の実情やニーズの把握、また、国や県の支援と対象者を繋げる上で、町の役割が重要になると思われますが、町はどうお考えでしょうか。

(3)この世代がやがて中高年になると、医療・福祉の需要が高まると思われます。昨今、大きな問題になっている「8050問題」と重複する取り組みでもあると思います。本人や家族だけで抱え込ませないためには、どのような施策が考えられますか。

次に、「消防団の現状と課題」について。

日本は、地形や気象などの自然条件から、台風や豪雨、地震などによる災害が発生しやすい環境にあります。毎年大規模な災害が起こっています。このような災害に対応するためには、国の防災対策はもちろんのこと、地方自治体の取組みや、さらには地域の防災力を高めていくことが必要です。防災の視点に立てば、自主防災組織を始めとする地域住民が、消防機関との緊密な連携を持ち、一体となって取り組んでいくことが重要です。特に消防団は、防災面での

十分な訓練と経験を積んでいることから、それぞれの地域でリーダーシップをとり、自主防災組織や住民に対する訓練指導、防災知識の普及啓発を行うことが期待されます。消防団は市町村の消防機関であり、団員は権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員です。サラリーマンや自営業者、一般職の公務員等様々な職業を持ちながら、自らの意思に基づいて参加し、すなわちボランティアとしての性格も併せ持っています。また、地域の水利である防火水槽や消火栓、配備装備の点検等を行い有事の際に備えています。消防団は、大規模災害時をはじめとして、地域の安全確保のために大きな役割を果たしています。

そこでお尋ねします。

- (1) 近年、水巻町も少子高齢化で人口減少が進んでいますが、消防団員の構成はどのように変化してきていますか。
- (2) 町内の火災等の件数の推移はどうなっていますか。
- (3) 中期財政計画で令和2年度に消防車更新事業が計画されていますが、こういった仕様を考えていますか。
- (4) 平成29年3月12日に道路交通法が改正されて、重量3.5トン以上7.5トン未満の車両を運転できる準中型免許が新設されました。一方で、普通免許は対象の上限を5トン未満から3.5トン未満に引き下げられ、道路交通法改正後に取得した普通免許では3.5トン以上の車両を運転できません。町の消防団が所有する消防車両は準中型免許が必要です。今後、新しく普通免許を取得する若手を中心に、消防車両の運転手の確保が非常に厳しくなるのではないかと懸念されます。消防団員が準中型免許を取得するにあたり、何らかの支援が必要と考えますが、町の見解を伺います。
- (5) 少子高齢化で、消防団員の世代交代も順次やってきます。今後、新しい団員をどう確保するのか、町としての考えを伺います。

次に、地域住民の生命を守る災害発生時等の情報共有について。

近年、大規模災害、大規模水害、また大規模風害と、想定を超える災害が頻発しています。これらの大規模災害に対して、現場の正確な情報を関係者が共有し、的確な判断のもとで適切に対応することが重要であります。今日、ICT（情報通信技術）の進歩により、被災現場のさまざまな情報をリアルタイムで収集し活用することが可能となっており、住民の安全を確保し、被害を最小限に食い止めるためのICTの利活用を積極的に進めるべきと考えます。

内閣府の戦略的イノベーション創造プログラムにて、「基盤的防災情報流通ネットワーク」が開発されました。この「基盤的防災情報流通ネットワーク」は、被害が想定される地域や、被災した現場の様々な情報を迅速に整理し、電子地図上に表示するものであり、平成31年度から、内閣府防災担当が運用している「災害時情報集約支援チーム」で本格的に運用を開始致しました。「基盤的防災情報流通ネットワーク」の活用により、刻々と変化する被害推定情報やインフラ被災推定情報を地図上へ表示することにより、地域ごとの避難指示等の発令が適切に進められます。また、避難所の避難者数、道路の通行止め箇所、給水拠点などを同じ地図上に表示し、物資支援等の配布に際して最適な巡回ルートを選定することができます。さらに、災害廃棄物の収集においても、緊急集積所、集積拠点の位置、一時保管場所、通行止め箇所等の情報を、同一の地図上に表示することにより、スムーズな災害廃棄物の移動を可能にします。

そこでお尋ねいたします。

- (1) 災害時の被害を最小に抑えるとともに的確な救援と迅速な復興を進めるために「基盤的防災情報流通ネットワーク」の情報を共有し活用すべきと考えますが、町の見解をお聞かせください。
- (2) 災害発生時の情報を関係者が共有し、被害防止や抑制を図るためには、先ほどの「基盤的防災情報流通ネットワーク」に、私たちの地域の情報を迅速に伝達するための体制の整備が重要と考えますが、町の見解をお聞かせください。

議 長（白石雄二）

町長、答弁。町長。

町 長（美浦喜明）

はじめに、就職氷河期世代への支援に関する取り組みについて、のご質問にお答えします。

まず1点目の、国の就職氷河期世代支援プログラムについて説明をお願いします、とのお尋ねですが、いわゆる就職氷河期世代とは、議員ご指摘のように我が国経済における平成初期以降の、いわゆるバブル崩壊後の雇用環境が最も厳しい時期に就職活動を行なったおおむね30代半ばから40代半ばまでの世代です。その中には、長期にわたる不安定就労や無職状態、職場での傷つき等の経験から生じるひきこもりなど配慮すべき様々な事情を抱える方々がおられます。

こうした課題は、本人やその家族だけの問題ではなく社会全体で受け止めるべき問題であり、国の将来にも関わる重要な課題でもあります。

そのため、国では昨年6月に「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、「就職氷河期世代支援プログラム」を取りまとめ、政府として今後3年間の集中的な支援に取り組む方針を打ち出しています。

そこで、今回策定されました就職氷河期世代支援プログラムの内容ですが、2つの大きな施策の理念が掲げられております。1つ目の理念は、従来型の就労支援のあり方である「相談、教育訓練中心の支援」から「就職までの切れ目のない支援」とすること。2つ目の理念として、支援を要する個々人の状況に合わせ、より丁寧な寄り添い型の支援を行うこととされています。

具体的に実施される主な支援の内容ですが、1つ目に、「きめ細かな伴走型支援の就職相談体制の確立」で、全国の主要なハローワークに専門窓口を設置し、キャリアコンサルティング、生活設計の相談、職業訓練アドバイザーなどそれぞれの専門分野の担当者がチームを編成し、就職相談から職場の定着まで一貫した支援を行うことになっています。

2つ目に「受けやすく、即効性のある教育支援」として、仕事や子育てを続けながら正社員化に有効な資格取得等のプログラムや短期間の資格取得と職場実習等を組み合わせた出口一体型の人材育成プログラムの実施などです。

3つ目は、「採用企業側の就職受入機会の増加につながる環境整備」として、採用選考を兼ねた社会人インターンシップの実施や正規雇用の移行を目的に一定期間試用雇用する事業主に対して助成する「トライアル雇用助成金」、有期契約労働者を正規労働者等に転換した事業主を助成する「キャリアアップ助成金」などがあります。また、中小企業がセミナー等を通じて就職

氷河期世代を含む多様な人材を確保・活用できるようにする中小企業・小規模事業者人材対策事業など、企業側の雇用意欲を高める施策も実施されます。

4つ目は、「民間ノウハウの活用」で、最近では民間事業者による転職や再就職を求める人材の斡旋などを行う事例が増えており、専門的なノウハウを有する民間事業者に対し、成果に連動する業務委託等を行いハローワーク等との両輪で就職支援を加速させます。

5つ目に、「アウトリーチ、すなわち積極的に手を差し伸べる支援」で、支援の必要な対象者に対し、受け身ではなく能動的に働きかけ、支援の情報を本人や家族の元に確実に届けるとともに、本人・家族のそれぞれの状況に合わせた息の長い支援を行うため、地域若者サポートステーションや生活困窮者支援機関、その他関係機関との連携・強化を行うことになっています。

以上の施策に併せて、地方経済圏での人材ニーズと新たな活躍の場を求める人材プールのマッチングを行う仕組みづくり、ICT技術を活用した場所や時間にとらわれない働き方・テレワークなど、柔軟で多様な働き方を推進し、就職氷河期世代への支援と地方圏域への人の流れや雇用機会の創出を促す施策を積極的に進めていくことになっています。

次に2点目の、対象者の実情やニーズの把握、また、国や県の支援と対象者をつなげるうえで、町の役割が重要になると思われませんが、町はどうお考えでしょうか、とのお尋ねですが、この就職氷河期世代支援プログラムは、基本的には国の取り組み内容とされていますが、国だけではなく県や市町村など地方自治体、産業界などの協力が必要不可欠となって参ります。

就職氷河期世代にあたる支援が必要な方々の抱える課題は多様であり、それらの方々が生活の基盤をおく地域の実情もまた多様であります。画一的ではなく一人ひとりの事情、地域の実情に即した支援メニューを構築し、1人でも多くの方に支援を届けていかなければならないと考えています。

今後、都道府県ごとに就職氷河期世代を支援する関係機関や団体等を構成員として、支援策の取りまとめや進捗管理を統括する「就職氷河期世代活躍支援のための推進体制・プラットフォーム」が設置されることになっており、福岡県でも令和2年4月以降にこの推進体制が設置されることになっています。

現時点では、この推進体制の構成や市町村の役割分担などは明確にはなっておりませんが、町内にも支援が必要な就職氷河期世代の方々は家族を含めて、かなりおられるものと思っております。町が行うべき支援等については、今後 関係部署をあげて取り組んで参ります。

次に3点目の、中高年のひきこもり、いわゆる「8050問題」への取り組みと、本人や家族だけに抱え込ませない施策の展開についてのお尋ねですが、議員ご指摘のように、中高年層のひきこもりの問題は、まさに就職氷河期世代で支援を必要とする世代の方々と重複する問題でもあります。

先ほど述べました、就職氷河期世代支援プログラムの理念のひとつに「支援を要する個人々の状況に合わせ、より丁寧な寄り添い型の支援を展開すること」が掲げられていますが、中高年のひきこもり対策につきましても、今回の支援プログラムの柱のひとつとして実施されることになっています。

具体的には、各都道府県及び指定都市に設置されております「ひきこもり地域支援センター」の機能強化を図るため、施設内に、より専門性の高い相談体制が構築されることになっており

まして、医療、心理、福祉、就労、法律などの多職種で構成される相談・支援チームを編成し、家族などから相談のあったケースについて、自宅に伺い一人ひとりの持つ悩みやニーズを受け止めながら信頼関係を築き、就労や社会参加に向けた自立支援を行うことや、相談の機会向上のため土日祝日や時間外の相談受けも実施されることになっています。

一方、市町村におきましては、ひきこもり対策や 8050 問題のように複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な相談窓口の設置が課題となっております。

厚生労働省の「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」における取りまとめでは、現状の市町村の福祉、介護、子育て、保健医療、教育など、それぞれの部門における相談体制に加え、地域住民の複合的、複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を新たに構築する必要性が提言されております。

また、地域社会において同じ悩みのある住民同士が出会い・支えあう関係性を広げ、参加・交流・学びの機会を生み出す場やそれを支援するコーディネート機能の配置などについても、今後、段階的に進めていくべき課題とされています。

本町では、ひきこもりの方の相談や支援は、福岡県自立支援相談センターの困りごと相談室につないでいるのが現状でございますが、今後は提言にありますような体制整備に向けて十分な検討をして参りたいと考えております。

次に、「消防団の現状と課題」について、のご質問にお答えします。

まず1点目の、近年、水巻町も少子高齢化で人口減少が進んでいますが、消防団員の構成はどのように変化してきていますか、とのお尋ねですが、本年2月末時点で、本町の消防団では75名の団員が活動しており、全団員の平均年齢は44歳となっております。団員数の推移については、近年では若干の増減はありますが、70名から80名程度の団員を継続して確保している状況です。また、全団員の平均年齢については、10年前の平成22年4月1日時点で42歳となっております。現在の平均年齢が44歳であることから、平均年齢は若干の上昇傾向であると考えております。

次に2点目の、町内の火災等の件数の推移はどうなっていますか、とのお尋ねですが、遠賀郡消防本部によると、本町における火災の発生件数は、平成29年中が5件、平成30年中が13件、平成31年中が9件とのことでした。

次に3点目の、中期財政計画で令和2年度に消防車更新事業が計画されていますが、どういった仕様を考えていますか、とのお尋ねですが、令和2年度には、本町消防団の第2分団及び第4分団に1台ずつ配備されている、計2台のポンプ車を更新する予定であります。今回更新を予定している新たなポンプ車の仕様については、平成28年度に更新している第1分団のポンプ車の仕様をベースにする予定です。今後も引き続き情報収集等を行い、更新する車両が団員にとって使用しやすくなるように、消防団の意見を伺いながら、装備の充実に努めて参ります。

次に4点目の、消防団員が準中型免許を取得するにあたり何らかの支援が必要と考えますが、町の見解を伺います、とのお尋ねですが、現在、本町消防団には3台のポンプ車と1台のタンク車が配備されておりますが、車両総重量については、全ての車両が3.5トンを超えております。そのため、今後普通免許を取得した方が消防団に入団した場合には、配備されている消防車両を運転できないといった事態が発生することが予想されます。

解決策として、普通免許のみを取得している方が消防団に入団した場合には、準中型免許を取得してもらうという方法がございます。普通免許を取得している方が追加で準中型免許を取得する場合には、自動車学校での教習が必要となります。近隣の自動車学校に確認したところ、プランによっても料金は変わりますが、約15万円から18万円となっております。個人で負担するには、大きな金額であることから、金銭面での支援について、検討する必要があると考えております。

一方、支援について検討していく上では、支援制度を活用し、準中型免許を取得した後に当該団員が継続して消防団員として活動せず、退団してしまうといったケースなどについての対策も十分検討する必要があります。

現状では、団員からの個別の要望や相談等はなく、遠賀郡内の他町でも支援制度を実施していないことを踏まえ、直近での支援制度の開始は考えておりませんが、今後、他市町村の先行事例を参考にし、近隣の自治体の動向を注視しながら、支援制度を実施していく上で必要となる、要綱の整備に向けた研究・検討を進めて参ります。

最後に5点目の、少子高齢化で消防団員の世代交代も順次やってきます。今後、新しい団員をどう確保するのか、町としての考えを伺います、とのお尋ねですが、町としても、安全安心な町づくりを進めていく上で、地域防災力の充実・強化を担う消防団員の確保は、非常に重要であり、消防団員の募集活動を消防団と共に積極的に行う必要があると考えております。

現在町では、広報紙やホームページに団員募集に関する記事の掲載を行なっているとともに、先に行われた成人式においても消防団員募集のチラシを参加者全員に配布したところです。消防団においても、団員が同じ地域の方などを中心に勧誘の声掛け等の団員募集を行なっています。しかしながら、団員数は横ばいで、増加していないのが現状であります。

消防団員のなり手不足については、少子高齢化や地域のつながりが薄くなったことなど様々な要因が考えられます。また、住民の方が消防団の活動を目にしたり、触れる機会が少ないこともその要因の1つではないかと考えます。

そのようなことから、より多くの住民の方に消防団の活動に触れてもらい、少しでも興味を持ってもらうために、最近では各小学校の土曜日授業や各区の出前講座に消防団も参加し、活動をPRしております。このように、住民の方に消防団の活動をPRしていくことも、消防団員を確保していく上で重要な取り組みのひとつであると考えております。

今後は、広報紙やホームページでの団員募集に関する記事の掲載だけでなく、機会があれば消防団の活動を実際に観てもらえるようなPR活動も積極的に行なって参ります。

次に、地域住民の生命を守る災害発生時等の情報共有について、のご質問にお答えします。

1点目の、「基盤的防災情報流通ネットワーク」への情報共有と活用に関するお尋ねと、2点目の、地域の情報を迅速に「基盤的防災情報流通ネットワーク」に伝達するための体制の整備に関する町の見解に関するお尋ねは関連がありますので一括してご回答いたします。

災害時には多数の組織が異なる形式で情報を保有し、発信される媒体にもばらつきがあるため、これまでの災害対応では、情報を活用する側が情報を探し、加工して活用するという手間が発生していました。

このシステムは、複数の情報を1つのデータに統合することで、利活用する側が情報収集に

要する時間や、データを加工する手間を省くことが可能となっています。

これまでの活用実績としては、一部の都道府県庁での活用に限られており、福岡県の防災危機管理局に確認したところ、県内での活用実績はないとのことでした。

福岡県では、県内各市町村と県所管の関連部局との間で防災・行政情報通信ネットワークシステムが整備されており、大雨などによる災害発生時や発生のおそれがある場合には、避難所の開設状況や避難者数、被害状況をこのシステムを通じて県へ報告するとともに、他市町村が県へ報告している情報の閲覧も可能です。

基盤的防災情報流通ネットワークのこれまでの活用実績やシステムの構造を勘案すると、各市町村が県へ報告した被害情報や緊急消防援助隊などの災害活動に従事する団体からの情報など、市町村や都道府県をまたいだ広域的な情報を集約、統合し、国全体で災害の状況認識を統一し、的確な災害対応と支援を行うための情報共有システムであると認識しております。

先ほども申しあげました通り、福岡県内での活用実績がなく、運用方法についても確認できていない点が多いため、今後、県や他市町村での活用状況を注視しながら必要に応じて運用方法を検討してまいりたいと考えます。

現時点での見解といたしましては、本町から福岡県や国、関連機関との情報共有については、現在、運用している福岡県防災・行政情報通信ネットワークによる方法を活用したいと考えております。以上です。

議 長（白石雄二）

これより、再質問をお受けいたします。はい、松野議員。

12 番（松野俊子）

12 番、松野です。就職氷河期世代支援に関する再質問をさせていただきます。

まずはじめに、今後、各都道府県ごとに就職氷河期世代を支援する支援体制、つまりプラットフォームが国は設置するようにし、また福岡県でも本年令和2年4月から推進体制ができて、その支援プログラムが展開されるという答弁をいただきましたが、まずそこで重要になってくるのが、国も申していると思うんですが、この制度の周知、それから啓発がまずは重要と思いますが、町としてはどのような対応が今の時点で考えられるかお答え願います。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

産業環境課長（原田和明）

お答え申し上げます。町の啓発方法についてでございます。

まず、国ではテレビ、それから新聞を通じた政府広報、それからインターネット、SNS 広報、これらのあらゆるツールを用いまして支援制度の啓発を行うと、国はしております。県や市町村におきましても、支援を要する方の基礎的な自治体としまして、まずは制度の周知・啓発。これを行うことが重要と考えております。方法としましては、町の広報紙、それからホ

ームページ、これの掲示が中心となると思いますけれども、今後、支援の必要な方に可能な限り届くような方法も十分検討してまいりたいと考えております。以上です。

議 長（白石雄二）

はい、松野議員。

12 番（松野俊子）

ぜひとも、創意工夫を凝らした積極的な広報の支援策を図っていただきたいと思います。

次に、今回の国の施策の方向性の一つとして、アウトリーチという、つまり積極的に手を差し伸べる支援ということがうたわれております。まだスタートはしてないと思うんですけども、それに関連して、今後、この施策に対して、アウトリーチ的な支援に関して、町としてはどのような役割があるとお考えでしょうか。答弁をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

はい、原田課長。

産業環境課長（原田和明）

お答え申し上げます。アウトリーチ型、積極的に手を差し伸べる支援というふうなことでございます。就職氷河期世代の方、それからひきこもりの家族からの相談につきましては、町長答弁にありましたように、専門の相談員が積極的・能動的に戸別訪問などを行なった上で、まずは本人との信頼関係を築くことが重要というふうになっております。

町としましてはまず、専門員等が戸別訪問するときに、地理的な不安などもありますので、相談家庭等への同行、それから案内ですね。それから、場合によっては相談場所の提供と言いますか、庁舎会議室の一部提供などが今の段階では考えられる状況となっております。以上です。

議 長（白石雄二）

はい、松野議員。

12 番（松野俊子）

はい、よろしく願いいたしたいと思います。

もう一つこの世代の気になる点といたしまして、当然、非正規労働や失業という場合には、健康保険の例えば被用者保険には加入できない。また、長期的に低収入とか無収入によって、医療機関の受診というのが難しいという方々もかなりおられるというふうな、国も認識があるのではないかと思われるんですが、町といたしまして、考えられる対応としてはどのようなことがこの世代に対して、医療面ではあるのかというのをちょっとお伺いしたいんですが、よろしく願いいたします。

議長（白石雄二）

はい、課長。

住民課長（手嶋圭吾）

再質問にお答えいたします。医療機関の医療費の自己負担分の支払いの関係とか、そういう部分で困窮した場合ですね。国民健康保険の場合は、これは入院療養に限ってのことですけれども、収入等に応じて減免や減額のそういう取り扱いがございます。その対象となる収入につきましては、生活保護基準をベースに、生活保護基準の収入以下であれば減免を行うというような内容になっておりますけれども、毎月の更新作業が必要だったり、原則3か月間という限られた期間になっている状況でございます。

実際、相談がある場合は、医療費だけではなくて生活全面について収入的に困っている方のほうが多くございますので、そういう場合は答弁にもございましたけれども、役場のそばにあります、県が設置しております困りごと相談室ですね。そちらに相談を促すような体制をとっているような状況でございます。

ただ、国保の場合の減免につきましては、入院が基本となりますので、通院の相談があった場合は、無料低額診療事業という医療機関で行なっている事業がございます。この分に関しては自治体が行うのではなくて、医療機関が社会福祉法に基づいて無料低額診療というのを行なっている状況でございますが、中間遠賀地域にはその病院がなくてですね、近隣であれば北九州市戸畑、八幡西区などに複数医療機関がございますので、そういう場合はそういうところにご相談に行ってはどうかというようなことを促したりしている状況でございます。以上です。

議長（白石雄二）

松野議員。

12番（松野俊子）

今、この世代は30代40代ということで、やはり今後、10年20年経てば、40代50代、20年経てば60代70代ということで、やっぱり健康面においてもですね、歯の治療であったりとか、健康管理に関して、今、やっぱり支援していくことが将来的にと言いますか、10年20年30年後の医療費にも、大きく重篤な病気になった場合、関わってくると思います。丁寧に相談、またそういう相談の余地があるんだとかいうことも含めて、包括的に、ぜひとも寄り添い型の関わりをお願いしたいと思います。

最後になりますが、対象者の方の相談とか問い合わせ等があった場合に、県とか関係機関に町としては繋げていくということにもなると思うんですけども、やはり今までのようにというか、繋げておしまいとかいうことではなくて、対象者を継続的に支援していくということが今回のプログラムの大きな方向性であると思われまます。関わってある部署等におかれましては、ぜひとも県とか関係機関と情報などを共有したりとか、また、対象者の方の進捗ですね。いろんな支援に対する進捗を把握したりとか。また、当然、更新していくという、そういった対象者の情報とかそういったものをしっかりと町としてもプールしていく仕組みというのを、今後

とも考えていただきたいことを要望いたしまして、そして私からのこの就職氷河期世代の支援についての再質問を終わらせていただきます。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

14 番、水ノ江です。私は消防団の現状と課題について再質問をさせていただきます。

今日は本当に 3.11 ということで、東日本大震災の 9 年目ということで、9 年前も東北のほうでは消防団の活躍が、昨日のニュースでも流れておりましたけども、やはり重大な、大事な消防団ではあるかなというふうに思います。

答弁の中にも、私が質問した中においても、本町においても、消防団員は 75 名ということで現在置かれておりますが、この中にも女性の団員さんもおられるということは何っておりますけれども。平均年齢が現時点で 10 年前から比べて 2 歳上がっているということでもありますけれども。全国平均を見ると、平成 29 年度でありますけども 40.5 歳ということで。まあ少し、平均から比べると水巻町も高くなっているんだろうなということで推測できますけども。まあ年々、1 年を通して火災の面に関しては件数が減っているということは何っております。減っているとはいっても消防団の活動においては常日頃訓練をされているということでもありますので、件数に関わらず消防団員自体はしっかり訓練されているということでもありますので、火災の発生件数が年々少しずつは減っているということは良いことではないかなというふうには思われます。

今回新たに 2 台のポンプ車が購入ということで予定されておりますけども、平成 28 年ですね、第 1 分団のポンプ車の購入を機に、今回、2 台新しくなるわけですけども、4 年経って消防車、ポンプ車自体も新たな仕様というか、そういうものを加えて性能が良くなっているんだろうというふうには思いますので、その点、町の関わるものでありますので、やっぱり十分対応できるようなものにしてもらいたいなというふうに思います。

その中で、運転免許の件でございますが、現在、町のポンプ車自体は全てが 3.5 トンを超えているということで、これは私が質問した準中型免許を必要とする車両であります。現時点ではそういう考えはないということでのお話でありますけども、いずれですね、やっぱり若い方が入ってくればこの免許は当然必要になります。当然、訓練の時もこの免許がないとやっぱり訓練はできないわけですね。訓練するのにやっぱり運転に慣れた状況でないと、いざという時にこれが発揮できるかどうかというのが疑問になるかと思っておりますので、そういう意味では他町の先行事例というのが今後出てくるかと思っておりますけども、積極的に水巻町としてはこういう支援制度を採用してもらいたいなというふうに思っております。

その中で、団員確保の件でありますけれども、答弁にありますけども、成人式においてチラシを配られたというところもあるし、小学校の土曜日授業の中でとか、出前講座でされているということでもありますけれども、やはり団員確保をしてでもですね、いざという時に、特にサラリーマンの方の団員の方もおられるかと思っておりますけども、特に昼間の対応というのが会社に行っておればなかなか出動できないという状況にあるかと思っておりますけども、昼間の対応として

しっかり人員を確保してもらいたいなというふうに思っておりますので、何点か再質問をさせていただきます。

消防団の活動が多くの人目に触れるように、町のホームページに訓練の様子やポンプ操法大会などの動画を掲載してはどうでしょうかということですが、答弁をお願いします。

議 長（白石雄二）

蔵元課長。

総務課長（蔵元竜治）

それではお答えいたします。水ノ江議員の再質問の冒頭にもございましたが、本日、東日本大震災から9年ということで、庁舎の前の国旗・町旗、半旗を掲げております。

消防団員の方、火災のみではなくてですね、議員言われるように災害の現場で対応していただく重要な役割を担っております。そのため、町といたしましても、消防団のPRを積極的に行なっていきたいと考えておりますので、動画の作成及びその動画のホームページの掲載について前向きに検討してまいりたいと考えております。以上です。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

ぜひ載せていただきたいなというふうに思っております。

それから、福岡県内の自治体の中には職員で消防団を組織しているところがございます。本町の職員も消防団に所属していると聞いておりますが、町役場分団の結成についてどのようにお考えでしょうか。お願いいたします。

議 長（白石雄二）

課長。

総務課長（蔵元竜治）

ご質問にお答えいたします。現在、役場の職員、6名消防団員に入団して活動しております。現在、消防団のほうから役場職員による、議員の言われる、職員だけの分団の設立についてこれまで要望がなく、現在、消防団の活動においても支障をきたしていないことから、現時点では考えておりませんが、今後、消防団からの要請等、状況が変わりましたら、職員による分団の設立も検討していきたいと思っております。以上です。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それから、団員の活動には当然、危険を伴うことが多いとは思われますが、団員は当然、体力・気力の充実に努めることが必要と考えます。町内に体育施設やトレーニングルームがありますがけれども、団員が利用するにあたって、利用料減免であったり、優遇措置の考え方があるかどうかお尋ねいたします。

議 長（白石雄二）

蔵元課長。

総務課長（蔵元竜治）

お答えいたします。現時点では本町の消防団員に対して公共施設の利用料減免という制度は設けておりませんが、近隣の自治体とか先進的な自治体の例を参考にして、研究させていただきたいと思います。以上です。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

それから、消防団員の報酬・出動手当など、処遇改善についてはどういうふうにお考えでしょうか。

議 長（白石雄二）

課長。

総務課長（蔵元竜治）

お答えいたします。消防団員の報酬及びその出動手当となります費用弁償につきましては、それぞれの自治体が条例で定めており、本町におきましてもその条例に基づいて支給しております。

報酬等の引き上げにつきましては、本町でもほかの多くの非常勤特別職の方がおられますので、予算の関係もございませし、そのほかの非常勤特別職の方々の報酬のバランスもございませしので、現時点では消防団員だけの報酬の引き上げというのはなかなか難しいものかと思ひますけれども、非常勤特別職の報酬そのものの全体を見直す際には、消防団員の報酬の引き上げについて考えてまいりたいと思ひます。以上です。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

それとあと、消防団員の関連資格の中に応急手当指導員であったり、応急手当復旧員であったり、取得できるような資格があるんだろうと思いますけども、このへんについてはどのようなお考えがあるのでしょうか。

議 長（白石雄二）

蔵元課長。

総務課長（蔵元竜治）

お答えいたします。本町の消防団員につきましては、遠賀郡の消防本部で普通救命講習を、平成27年に、その日欠席した団員を除く全団員が受講しております。この講習につきましては、数年に一度受講するのが望ましいとなっておりますので、令和2年度中に再度全団員が受講するような計画を立ててまいりたいと思います。以上です。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

私としては最後の質問ということにしたいと思いますが、団員も消防団の活動に参加する上で、当然家族の理解や支援が不可欠であるというふうに思います。その中で、2年に1回の操法大会というのが、新年度に行われるということをお聞きしております。出初式とかそういった行事、及び表彰制度によって団員の家族を労うような制度があるのかどうかお聞きいたします。

議 長（白石雄二）

蔵元課長。

総務課長（蔵元竜治）

お答えいたします。2年に一度開催されております、今、議員がおっしゃった遠賀郡の消防のポンプ操法大会、令和2年の夏に開催されることになっておりますけども、その大会において選手のご家族を招待させていただきまして、大会当日、記念品と賞状を授与しているところでございます。

やはり消防団員の活動につきましては家族の理解・協力が欠かせませんので、今後ともご家族の方のそういったご協力をいただけるように町としても努めてまいりたいと思います。以上です。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

いろいろ再質問させていただきましたが、本当に陰の力というんですかね、そういうふうに消防団の方は日に日に頑張っていておられると思います。その中でやっぱりしっかりですね、消防団員の確保に向けて町としてもしっかり取り組んでいただきたいというふうに思っておりますので。以上で私の質問は終わります。

議 長（白石雄二）

はい、久保田議員。

13 番（久保田賢治）

13 番、久保田です。地域住民の生命を守る災害発生時等の情報共有について再質問いたします。

災害発生時の情報発信について私たちの地域へ情報を迅速に伝達するための体制について、町では現在どのような整備を行なっているかお尋ねいたします。

議 長（白石雄二）

蔵元課長。

総務課長（蔵元竜治）

お答えいたします。議員のご質問にございましたが、災害発生時の情報伝達・情報発信につきまして、現在、本町におきましては携帯電話への緊急速報メールのほか、テレビやラジオの各種メディアによる避難情報や避難所開設情報に関する報道の依頼ですね。それ以外にも登録制でございますが、メール配信サービスの防災メール「まもるくん」。そのほか、町のホームページの掲載。それと防災行政無線。それと職員や消防団による広報車での町内の巡回。そして昨年からは始まりました、固定電話とかFAXで町が配信した情報手段や、気象庁が発表する気象情報を発信する災害情報等配信サービスといったものを使って、町民の方、また、町内におられる方に情報を発信しているところでございます。

特に、災害情報等配信サービスでございますが、こちらは携帯電話を持たない方とか、パソコン等が苦手な方への伝達手段の不足が課題となっていたことから、自宅の固定電話とかFAXに町から防災情報を発信して、それを受け取ることができるサービスでございます。こちらは令和元年6月から運用を開始しております。災害による被害を最小限に抑えるためにも、防災情報伝達の重要性を強く認識しているところでございます。今後とも住民の皆様への情報伝達について、手段の拡充、そして方法等を検討しながら、被害の最小限化、最小化に効果的な情報を提供してまいりたいと考えております。以上です。

議 長（白石雄二）

久保田議員。

13 番（久保田賢治）

町として災害発生時の情報発信についてしっかりしていただいているとの答弁をいただきました。福岡県内の防災ネットワークはしっかり確立されていると答弁いただきまして、本町ではそれを活用するという答弁もいただきました。

内閣府防災担当が運用している全国の防災状況を同じ地図上に載せるということで、立ち上げてまだ1年足らずでございます。福岡県内ではまだ実績がないという答弁をいただきましたので、大きな災害が発生した場合は県外からの支援も考えられますので、今後検討していただきたいと思っております。

以上で公明党からの再質問を終わります。

議 長（白石雄二）

以上で1番、公明党の一般質問を終わります。暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時08分 再開

議 長（白石雄二）

再開いたします。2番、水清会。廣瀬議員。

2 番（廣瀬 猛）

2番、廣瀬です。水清会を代表いたしまして、一般質問の冒頭質問をいたします。

まずはじめに、「堀川」歴史の道百選について。

毎日新聞の令和元年11月22日に「『堀川』歴史の道百選に遠賀川洞海湾結ぶ運河」の表題で以下の記事がありました。

江戸時代に遠賀川と洞海湾を結ぶために開削され、北九州市や中間市、水巻町の発展に重要な役割を果たした運河「堀川」が、文化庁の「歴史の道百選」に選ばれた。北九州市は「選定をきっかけに、地元で大事な遺跡があることを多くの人に知ってもらいたい」としている。同庁は、歴史的に人や物などの交流の舞台になった古道や交通関係遺跡を「歴史の道百選」として選定し、市民に保存と活用を呼びかけている。堀川は宝暦12年（1762）年に開通。もとは遠賀川の治水対策で造られたが、周囲の田畑を潤した他、年貢米や筑豊炭田で採掘した石炭の輸送路として栄えた。最盛期の明治32年（1899）年には、平らな船底をした輸送船「川ひらた」が年間13万隻も行き来したが、鉄道の発達で水運が衰退。また周辺地域の都市化も進み、排水路に役割を変えた。

川の工事では、岩山を金づちやノミで切り開いたとされ、約460メートルに及ぶ国内最大級の切り通し区間「車返切貫」（水巻町一八幡西区）や、遠賀川から取水口である「中間唐戸」（中間市）と「寿命唐戸」（八幡西区）には現在もノミ跡が残る。

北九州市は関係自治体と連携し、保存活動に取り組む。

そこでお尋ねします。

(1) 文化庁の歴史の道百選に「堀川」が選ばれましたが、町民に周知されましたか。また、歴史の道百選に選ばれましたので、北九州市や中間市と連携してなにか取り組みをお考えですか。

(2) 本町も堀川の保存活動に積極的に取り組んでいます。北九州市より何かご提案がありましたか。

(3) 堀川は宝暦 12 年 (1762 年) に開通しましたが、その当時、水巻の各集落はいくつぐらいあり、人口はどれくらいでしたか。

(4) 遠賀川流域の猪熊・古賀・えぶり・立屋敷・伊左座・二の、その時代の遠賀川とのかかわりはどのような状況でしたか。

(5) 江戸時代の測量家・伊能忠敬が 1813 年、現在の中間市下大隈や垣生のほか、水巻などを測量したとあります。水巻のどこを測量したのですか。

以上、お尋ねいたします。

続きまして、児童虐待がなぜ無くならないのかについて。

「パパに蹴られた」虐待して女兒 (当時 10 歳) を死亡させたとして、叔母、女兒の訴え証言、千葉虐待公判。「乳児 (生後 7 か月) に暴行、頭を骨折」茨城県警、傷害容疑で父再逮捕。「息子 (9 歳と 10 歳) に暴行容疑 両親を再逮捕」福岡県警。「生後 1 か月長男の腕骨折させた疑い」佐賀・母を逮捕。被害者は子どもで加害容疑者は親である。毎日新聞のある 1 日の紙面に、こんなに多くの幼い子どもや赤ちゃんが日常的に虐待されている記事が掲載されているのが現状ですが、表に出ている虐待はほんの少しだと思います。

児童虐待によって命を落としている子どもの数は年間約 100 人もいます。数としては約 3.6 日に 1 人の子どもが命を落としていることとなります。亡くなっている子どもの約半数は親と共に命を落としている、つまり心中です。児童虐待という言葉聞いて親が一方的に子どもを苦しめていると考えている方も多いと思いますが、実際は親も苦しんでいます。

また、児童虐待が行われる家庭の状況として調査がされました。1 位はひとり親家庭。育児の疲れから子どもに対して手を出してしまう人が多いのかと思われがちですが、実際は育児疲れは 5 位でした。ではなぜひとり親家庭、主に母子家庭では虐待が行われる状況にあるのでしょうか。その答えは貧困です。

日本における母子家庭の貧困率は、驚くことに 66% もあります。貧困になればどうなるのでしょうか。子どもにご飯を与えることができません。貧困の状況が児童虐待の要因になるということがわかります。そして、心中をしてしまう家庭と貧困状況にある家庭に共通する要因があります。それは、社会から孤立した家庭が多いということです。

社会から孤立してしまった家庭は誰にも SOS を送ることができません。その結果、一人で家庭の中に閉じこもってしまいます。昔盛んだった、少し面倒臭い面もある近所付き合いが、実は虐待が現在より少なかったことと関係しているのかもしれない。

虐待された子どもは一般的に児童相談所が一時保護します。その後、大半の子どもが児童福祉施設に入所します。中には里親に育てられる場合もあります。ここで知って頂きたい施設が児童相談所という施設です。児童相談所は虐待された児童の保護だけではなく、24 時間 365 日児童虐待についてはもちろん、子育てについても相談を受け付けてくれる施設です。子育てが大変で悩んだとき、一番力になってくれる場所はおそらくこの施設でしょう。児童相談所の電

話相談の中には自分が虐待をしているかもしれないという相談もあれば、これから虐待をしてしまいそうで不安だという相談まで様々な相談があります。

児童相談所が対応する相談の内容は次のとおりです。父母の家出、死亡、離婚、入院などによる養育困難、被虐待児などの養護相談。未熟児、虚弱児、小児喘息などの保健相談。障がい児、発達障がい、重度の心身障がいなどの心身障がい相談。虚言、家出、浪費癖、性的な逸脱、触法行為などの非行相談。性格や行動、不登校などの育成相談。

児童相談所の全国共通の電話番号は 189 です。「いちはやく」のころ合わせになっています。何か悩んでいることがあればいち早く相談するべきです。そうすることによって、子育ての不安は解消されます。

対処法に関しては厚生労働省のページに資料が公開されています。

以上、インターネットの記事を一部抜粋しました。

そこで水巻町の対応についてお尋ねします。

(1) 毎日、これでもかというほど児童虐待のニュースが流れていますが、児童虐待を防止する対策づくりをどのように取組んでいますか。

(2) 24 時間 365 日相談できる児童相談所の全国共通の電話番号である 189、「いちはやく」の紹介を学校の児童・生徒の親や育児中の親にも案内してもらいたいです。また、町の広報みずまきでも案内してはいかがでしょうか。

(3) 身近な町内に、子育ての悩み相談や児童虐待防止に対応できる組織はありますか。

(4) 児童虐待が起きたり、貧困状況にある家庭は、社会から孤立してしまった家庭が多く、そういった家庭は、誰にも SOS を送ることができません。何とかして SOS を受け止める組織をつくるお考えはありますか。

以上、お尋ねします。

議 長（白石雄二）

町長答弁。町長。

町 長（美浦喜明）

はじめの、「堀川」歴史の道百選について、のご質問は、後ほど教育長に答弁していただきます。

児童虐待がなぜ無くならないのかについて、のご質問にお答えします。

まず 1 点目の、児童虐待を防止する対策づくりをどのように取り組んでいますか、とのお尋ねですが、議員ご指摘のように、毎日のように児童虐待の報道がなされ、近年、大きな社会問題となっている児童虐待について私も心を痛めております。

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、児童虐待の防止、早期発見、早期対応、その後の継続した支援を行うことがとても重要です。

本町には、現在、相談員を配置した児童少年相談センターがあり、関係機関との連携、相談、啓発、家庭訪問等を行い、児童虐待等の防止、早期発見、早期対応に努めているところです。

また、児童少年相談センターは、要保護児童対策地域協議会の事務局として、必要な情報交

換や要保護児童等に対する支援内容の協議を行い、児童虐待などの防止に取り組んでいます。

この要保護児童対策地域協議会とは、要保護児童等への適切な支援を図ることを目的に地方公共団体が設置・運営する組織で、児童福祉法に規定されています。

要保護児童対策地域協議会を本町では、「水巻町いきいき子どもネット」と呼んでおり、代表者会議、実務者会議、個別ケース会議で構成されています。

代表者会議は、年に1回開催しておりますが、虐待防止の現状や未然防止のための重要性について理解を深め、各機関の役割などを認識することで、連携体制の向上を図っています。

実務者会議は、関係機関のネットワークの主体となる会議で、各機関で虐待などに対応する部署の実務責任者などで構成し、要保護児童に対する具体的な援助方針や役割分担、緊急度に応じて決定する介入支援、連携支援、見守りなどの支援内容を決定します。

通告や相談を受けた個別の事例については、必要に応じて、ケース検討会議を開催し、現状の確認、今後の連携、支援方針の決定などを行なっています。

このように、児童少年相談センターが中心となり、いきいき子どもネットの機能を十分発揮しながら、関係機関、関係部署と連携を強化し、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対策に努めております。

次に、2点目の、児童相談所の全国共通の電話番号である189「いちはやく」の紹介を学校の児童・生徒の親や育児中の親にも案内してもらいたいです。また、町の広報みずまきで案内してはどうか、とのお尋ねですが、児童相談所の全国共通の電話番号である189「いちはやく」の紹介については、毎年、町内の小・中学校や保育所、幼稚園などにポスターの掲示をお願いするほか、保護者には、「児童虐待の通告は、国民に課せられた義務である」ということを周知するチラシを配布しています。また、毎年11月の児童虐待防止推進月間にあわせ、町の広報紙で広く町民の皆様へも周知しているところです。

次に、3点目の、身近な町内に、子育ての悩み相談や児童虐待防止に対応できる組織はありますか、とのお尋ねですが、本町では、子育て中の保護者の負担や不安を少しでも解消できるように、また、地域との関わりが持てるように、子育て支援センターで、子育ての相談に応じるとともに、親子で気軽に集える交流の場を提供し、様々なイベントを通して、楽しい子育てが実感できるよう取り組んでいます。身近な地域において、子どもと保護者同士の交流や子育ての悩みなどについて話し合うことができる場を提供することで、子育ての負担や不安がやわらぎ、子育てに対する安心感が虐待を未然に防ぐことにつながるものと考えています。

最後に、4点目の、児童虐待が起きたり、貧困状況にある家庭は、社会から孤立してしまった家庭が多く、そういった家庭は、誰にもSOSを送ることができません。何とかしてSOSを受け止める組織をつくるお考えはありますか、とのお尋ねですが、子育て中の保護者や子どものSOSを受け止めるためには、行政だけでは限界があります。

本町では、民生委員・児童委員の皆さんの地域での見守りや、子どもが通う保育所、幼稚園、学校などの関係機関と連携して、社会全体で子どもを見守り、育んでいくことが大切であり、そのための啓発も重要だと考えています。啓発活動では、先ほど申し述べました、町内の小・中学校や保育所、幼稚園などの施設を通して保護者向けに虐待通告の義務の周知を行うほか、一般住民向けには、11月の児童虐待防止推進月間に町の広報紙で周知しています。

令和元年11月17日には、現職の千葉県市川市児童相談所長による「機中八策 どうしたらできるの？怒らない、怒鳴らない子育て」という演題の講演会を実施いたしました。

子どもを虐待から守ること、保護者に虐待を起こさせないこと、そのためには、地域全体で子どもたちと子育て家庭を見守り、応援していくという機運を高めていくことが必要だと考えています。

そのため、組織をつくるという取り組みではなく、行政が中心となり、地域や関係機関等と協力、連携し、子どもの命を守るとともに、適切な親子関係や良好な家族環境が築けるように、見守りと支援を行いながら、子どもと子育て家庭が安心、安全に暮らせるまちづくりに力を注いでまいりたいと考えております。

議 長（白石雄二）

はい、教育長。

教育長（小宮順一）

「堀川」歴史の道百選について、のご質問にお答えします。

令和元年10月に堀川が「歴史の道百選」に選ばれました。歴史の道百選は、文化庁が全国の歴史を伝える道や水路など重要な遺産に対する関心や理解を深めてもらおうと、まず1996年に全国78カ所を選定しております。その後、令和元年10月29日付けで新たに36カ所が追加されたもので、今回、その中に堀川が含まれており、現在、全国で114カ所が選定されております。

まず1点目の、「歴史の道百選」に選ばれたことを町民に周知されましたか。また、北九州市や中間市と連携してなにか取り組みをお考えですか、とのお尋ねですが、堀川が歴史の道百選に選ばれたことについては、広報みずまき1月25日号の裏表紙で紹介をしているほか、図書館の郷土資料コーナーに新聞記事の切抜きとともに関連図書を紹介するなどして、町民の皆さんにお知らせしております。

また、これに関連する周辺市町の取り組みについてですが、1621年の堀川開削開始から400年を迎えるにあたり、北九州市、中間市がそれぞれ400周年事業を計画しているようです。しかし、これらの事業について、お互いに連携しようというお話は今のところございません。

また本町では、平成31年2月に中央公民館で大規模な堀川シンポジウムを開催したばかりであります。そのため、当面、シンポジウムなどを本町で開催する考えはありませんが、今後、北九州市や中間市からの連携協力のお話があれば可能な範囲で協力してまいりたいと思います。

また、シンポジウムのような大規模な事業は出来ませんが、令和2年度、歴史資料館では堀川に関する企画展と講演会を計画しており、その中で「歴史の道百選」に選ばれたことを含め堀川の歴史などをご紹介してまいりたいと思います。

次に2点目の、堀川の保存活動に関して北九州市から何か提案はありましたか、とのお尋ねですが、今のところ本町に対して特に具体的にそういった提案などはあっておりません。堀川の保存活動については、従来から、北九州市、中間市、水巻町の行政担当者、地元市民団体、九州共立大学などの学校関係者などで構成する「堀川まちおこし実行委員会」が15年以上の長

きにわたり、清掃活動やPR活動などを地道に行なっておりますので、今後ともこの組織を活用しながら情報共有に努めてまいりたいと思います。

次に3点目の、1762年堀川開通当時の水巻の集落数と人口について、のお尋ねですが、当時は水巻という概念はなく、現在の水巻町の町域と照らし合わせると、猪熊村、古賀村、えぶり村、比末（頃末）村、立屋敷村、伊左座村、下二村、二村、吉田村の9つの村が存在しており、明治22年（1889年）にこの9つの村が合併し本町の前身となる水巻村が誕生しています。人口については、北九州市史など複数の資料から推定すると、当時の9つの村を合わせた人口は2千人程度であったと考えられます。

次の4点目の、遠賀川と流域の村々とのかかわりについてのお尋ねですが、このことについては、町誌や水巻昔ばなしなど様々な文献に書かれていますが、それらによると、遠賀川流域は重要な穀倉地帯であると同時に洪水の多発地帯であったこと、流域の村々は度重なる洪水で被害を受けながら改善を求めてきたこと、これを受けて黒田藩が遠賀川の直線化や堤防工事、更には遠賀川の水を洞海湾へ分水する堀川の開削を行なったこと、これにより流域の村々は洪水の被害が軽減されたこと、さらに農業用水を確保できたため収穫量が増えたこと、また、遠賀川や堀川は物資の重要な輸送手段であったことが記されております。

最後に5点目の、1813年、伊能忠敬は水巻のどこを測量したのですか、とのお尋ねですが、伊能忠敬は、寛政12年（1800年）から文化13年（1816年）まで、17年をかけ、全部で9回の国内の遠征測量を行なっております。その際、伊能忠敬が書いた「測量日記」28冊が、現在、千葉県香取市の伊能忠敬記念館に保存されており、国宝に指定されています。

この測量日記には、天候、作業内容、宿泊地、地元で対応した人々の名前などが事細かく記されており、これによると、小倉から若松、芦屋を経て玄界灘沿いに西に進むルートの途中、文化9年（1812年）7月24日に猪熊村を実測したことが記されており、翌年の文化10年（1813年）10月6日には芦屋の宿を出発し、猪熊村、古賀村の豊前坊を通り、船で広渡村に渡り、老良から垣生に向かい、木屋瀬で宿泊したということが記録されております。

今後とも、堀川をはじめとする郷土の歴史や文化についての調査研究を行い、町民の方々へのPRに努めてまいりたいと思います。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。津田議員。

3番（津田敏文）

今回は新型コロナウイルスが流行しておりますので、再質問はご遠慮いたします。以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。以上で2番、水清会の一般質問を終わります。

3番、古賀議員。

7 番（古賀信行）

無会派、古賀信行。

防犯カメラの設置について。

2月だけでもパトカーが4台以上集結する事件がありました。1件は駅南側、県営住宅の横。もう1件は頃末北区の平安閣の横の道路。2件ともパトカーが車を追跡したものと思われます。

夜、ライトを点灯していなかったり、前の信号が赤でも通行する人など交通マナーが悪い人が多いと思います。

最近、事件が起きたら防犯カメラが事件の解明に大いに役立っています。水巻町も通行量の多い交差点とか夜一人歩きが怖い場所に防犯カメラを設置してほしいと思います。

町長の考えをお聞かせください。

2点目、生活保護受給申請書の提出について。

水巻町は地域づくり課生活支援係から福岡県の保健福祉環境事務所に申請書が提出され、県のケースワーカーが支給するかしないか決定しています。水巻町的生活保護受給者は2020年、今年1月現在で町の総人口の4.59%で1千304人です。(宗像遠賀保健福祉環境事務所の状況調査調べより。)遠賀郡全体で2千645人だから水巻町だけで生活保護受給者の約半数を占めています。2020年1月の遠賀郡内の申請者23人。その内の11人は水巻町の住人です。これひとつとっても水巻町の住人で保護申請者がいかに多いかわかります。

福岡県の人口に占める保護率は2019年11月現在で2.41%に対し、水巻町は4.59%（2020年の1月現在）と福岡県の平均の倍以上の人が生活保護を受給しています。

国民年金受給者は満額でも6万5千円未満です（1か月）。それに対して、70歳の生活保護受給者は生活費が約7万円。それに一人暮らしで1か月3万2千円を限度に家賃が支給されます。それに医療費も支給されます。国民年金や低額の厚生年金支給者よりも良い生活をしています。

私は県の福祉事務所によく苦情を言いに行きます。県のケースワーカーでは全てがわからないことが多いようです。私の知人のケースワーカーは、何か町が添付書類を提出してもらったら随分助かると言っていました。添付書類とは生活保護申請者に関する書類。県内の自治体で添付書類を提出する自治体もあるそうです。水巻町も担当の職員がその地域の民生委員に本当に申請者が生活に困っているかどうかを調べて県に申請書を提出するべきだと思います。

町長のお考えをお聞かせください。

次、3点目。だれでも安心して通行できる道路について。

町は現在、水巻駅南側の開発工事を行なっています。駅南側の道路に2メートルの歩道が設置されることには、私は大賛成ですが、駅前広場の拡張には反対です。現在、バスの旋回場所もあるし、自家用車で駅への送迎も現在のままでも混雑はしていません。町民の多くの人が困っているのは、水巻駅西側の道路の朝夕の混雑。立屋敷信号の混雑。また、いきいきほ一る西側の頃末南三丁目から吉田西一丁目、二丁目に抜ける道。分かりやすく言えばいきいきほ一るの隣の道路です。抜ける道路は、道路が狭くて交通困難な箇所が多くあります。家が建っていないところはすぐにでも道路の拡幅ができると思います。狭い道路の家がない部分だけでも離合場所をつくるべきだと思います。北九州市では交通困難な場所を長い年数をかけて道路を拡幅しています。

水巻町も交通量が多い所から拡幅するべきだと思います。頃末南三丁目から吉田西一丁目、二丁目にかけて田んぼの中に多くの家が建設され、町の税収が増える要因にもなっているので、町はそういう面でも気を遣うべきだと思います。

町長のお考えをお聞かせください。以上です。

議 長（白石雄二）

町長答弁。町長。

町 長（美浦喜明）

はじめに、防犯カメラの設置について、のご質問にお答えします。

夜、ライトを点灯しなかったり、信号が赤でも通行する人など交通マナーが悪い人が多いと思います。最近事件が起きたら防犯カメラが事件の解明に大いに役立っています。通行量の多い交差点とか夜1人歩きが怖い場所に防犯カメラを設置してほしいと思います。町長の考えを聞かせて下さい、とのお尋ねですが、令和元年度12月末までの町内における交通事故発生状況といたしましては、事故発生件数は130件で前年比マイナス52件、死亡者数は1人で前年比マイナス1人、傷者数は175人で前年比マイナス75人であり、前年と比較して減少傾向にあります。今後とも交通事故減少や交通マナーの向上に向けて、関係機関と連携し交通安全の啓発に努めてまいります。

防犯カメラの設置状況につきましては、水巻町防犯カメラ設置運用要綱に基づき、庁舎や水巻駅南口など特定の公共施設を適切に管理する目的で町内16か所に設置しています。

近年の防犯カメラは、機能や撮影映像の解像度が大幅に向上しているため、道路上に設置すると歩行者の顔まではっきり映るなど、特定の個人が識別できるレベルの画像となる場合があるため、プライバシーの侵害になってしまう可能性があり、慎重な対応が必要となります。

近隣自治体では北九州市が各種犯罪の発生抑止を目的として、市内の主要幹線道路や小倉北区、八幡西区などの繁華街に設置している例があります。その他の近隣自治体では生活道路などに防犯カメラを設置している例は少ない状況でありました。

しかしながら、今後とも先進自治体の事例や犯罪抑止の効果などを検証しつつ、防犯カメラの増設について検討してまいります。

次に、生活保護受給申請書の提出について、のご質問にお答えします。

水巻町も担当の職員がその地域の民生委員に本当に申請者が生活に困っているかどうかは調べて県に申請書を提出すべきだと思います。町長の考えをお聞かせ下さい、とのお尋ねですが、はじめに、生活保護の申請手続きの流れについて説明します。町の生活保護に関する業務の担当窓口である、地域づくり課に、住民の方から生活保護の申請についての相談があった場合は、宗像・遠賀保健福祉環境事務所に相談をしてもらうように案内をしています。

福祉事務所では、県の職員である各地域の担当ケースワーカーが、申請を希望する住民の方と面接を実施します。この面接によって、生活保護を申請する必要があるかどうかを判断しています。明らかに生活保護の対象ではない方が、申請を行うことなどが無いように、このような面接を行なっているとのこと。この面接で、住民の方が申請可能と判断された場合は、

地域づくり課にて、申請を受付することになります。申請の際には、申請書・収入状況申告書・資産申告書・同意書・住民票などの書類の提出が必要になります。

この同意書は、福祉事務所が申請者の収入や資産等について、関係機関に照会することへの同意を求めるものとなっていますので、この同意書に基づき、町職員が申請者の収入・資産等の情報を調査書に記入し、申請書に添付しています。

町が申請書を受付して、福祉事務所に進達しますと、担当地域のケースワーカーが申請者の自宅を訪問します。現在の生活状況や親族からの支援の有無、生命保険の加入の有無などの確認を行います。また、先程申し上げた同意書に基づき、金融機関への預貯金の照会や、生命保険会社への照会もケースワーカーが行います。

このような調査が終了すると、申請日から2週間以内に保護開始の可否が福祉事務所にて決定されます。仮に、自宅訪問や調査に日数を要し、2週間を経過した場合でも、30日以内に決定されることになっています。以上が、生活保護の申請手続きについての流れであります。

生活保護の事務については、地方自治法に規定する法定受託事務であり、実施機関である福祉事務所が行う事務と、町が行う事務は、生活保護法により明確に区分されています。町の具体的な事務は、窓口での申請受付、各種書類の福祉事務所への進達、生活保護費の支給事務等であります。

そこで、町の担当職員は、申請者が本当に生活に困っているかどうかをその地域の民生委員から聞き取って、県に申請書を提出するべき、とのお尋ねでございますが、民生委員につきましては、生活保護法第22条に規定されているように、福祉事務所の事務の執行に協力することとなっております。そのため、福祉事務所から町や民生委員に対し、調査等の協力要請があった場合については、福祉事務所と十分協議のうえ生活保護法の趣旨に鑑みて、協力可能な範囲において情報の提供を行うものと考えております。

最後に、だれでも安心して通行できる道路について、のご質問にお答えします。

まず、お尋ねの冒頭部分の駅南側の道路に2メートルの歩道が設置される事には、大賛成ですが駅前広場の拡張には反対です、とのご指摘についてご説明させていただきます。

お尋ねの中で車両の送迎に利用される水巻駅南口前の仮設ロータリー及び自転車駐輪場は平成27年7月まで民有地でした。当時は駅への送迎車などが路上に駐車し、渋滞が発生したり、歩行者と自転車、自動車が混在し、歩行者と車両が接触するなどの交通事故が発生していました。

そこで、駅のバリアフリー化に伴い、駅南口にエレベーターを設置するなど、駅構内の利便性を高めるとともに駅やその周辺を通行する歩行者と車両を分離し、安全が確保できるように民有地の地権者と交渉を行い、近隣の町有地と土地交換契約を締結し、町が取得しています。

その後、取得した土地に仮設のロータリーを整備するなど、安全性や利便性の向上を図りました。

さらに、交換後の民有地にはマンションやコンビニエンスストアなどが建設され、生活が便利になった、周辺が明るくなった、といった多くの好意的なご意見が寄せられています。

このような状況の中、駅南口周辺は通過交通や送迎車の増加、路線バス、福祉バス、タクシー、自転車の混在により更なる安全確保が課題であります。

さらに、周辺道路は歩道の有効幅員が1メートル程度であり側溝も老朽化しています。

そこで、これらの課題を解消し、交通拠点としての機能強化を図り、町民の皆さまが利用しやすい駅前広場にするため、平成30年度から令和4年度の5か年間に事業期間として、現在、頃末南地区都市再生整備事業を施行しています。

整備方針としましては、第1目標として安全性、利便性の向上です。

駅南側道路の車道や歩道の拡幅、側溝及び踏切南側の交差点改良などを実施し、車両の円滑な通行や歩行者、自転車の安全性を確保すると共に、駅南口広場を整備し、路線バスと福祉バスの乗降場、送迎車やタクシーの駐車スペースを設けるとともに、駐輪場を再整備いたします。さらには多目的機能を備えた、安全で快適、衛生的に使用できる町民トイレなども設置する計画としています。

第2目標として交通拠点としての交通結節機能の充実です。

路線バス、福祉バスなどを駅南口へ直接乗入れることで、バスや鉄道へのスムーズな乗り換えを実現するとともに、シェルターやベンチを設置するなど快適性を向上させます。また、車いす利用者、障がい者、ベビーカー利用者を含むすべての利用者に対して、駅南口と北口との往来がスムーズに行えるよう、広場北側にスロープを設置するなど、町の玄関口としての機能の充実を図ります。

このように、駅南口広場の整備や、安全で快適な歩行者空間の創出など、都市機能の充実を図り、町の玄関口となる水巻駅周辺整備により、魅力ある町づくりを進めてまいります。

次に、いきいきほ一南側の頃末南三丁目から吉田西一丁目、二丁目にあける道路は、道路が狭く通行困難な箇所が多くあるため、狭い道路の家がない部分だけでも離合場所をつくるべきだと思います。町長のお考えをお聞かせください、とのお尋ねですが、近年、頃末南三丁目及び吉田西一丁目、二丁目を含む町南部地域は私の公約でもある、公共下水道の整備促進に歩調を合わせるように多くの民間開発が行われています。

この狭い町域にも関わらず、町内全域で、平成30年度から令和元年度にかけて、開発面積が3千平方メートル以上の大規模開発が2件、同じく開発面積が1千平方メートル以上、3千平方メートル未満の小規模開発は21件にも上り、マンション、アパート、住宅の新築戸数は172戸となっています。このうち、ご質問にあります頃末南三丁目及び吉田西一丁目、二丁目付近の新築戸数は47戸であり、他の地区と比較しても多い戸数となっています。

しかしながら本町では現在、頃末南地区都市再生整備事業や、町道丸ノ西・五反五歩線、町道月夜待・ヌメリ石線、県道芦屋・水巻・中間線、の道路改良事業、また、通学路安全対策事業など多くの事業を実施しております。

よって、頃末南三丁目から吉田西一丁目、二丁目にあける道路の拡幅につきましては、今後の、この地域の交通量や開発状況などを注視しつつ検討してまいります。以上です。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。古賀議員。

7 番（古賀信行）

まず第1点目は、誰でも安心して通行できる道路についての再質問をいたします。

第1点目は頃末南三丁目から吉田西一丁目、二丁目に抜ける道路、分かりやすく言えばいきいきほ一筋の西側の道路です。あの道路は私が引っ越したときは、頃末南三丁目は十何所帯しかなかったんです。それで伊藤衛門町長時代に、家がないときに、あそこの道路の中に、田んぼに4メートル、5メートル道路の計画、あったんです。ところが地元農家の人の反対によってそれが頓挫してしまっただけです。田んぼのときに道路を作っておけば安くできるんですよ。それで現在、町長も答弁されましたように、あそこのあの近くには47戸の家がいっぱいできています。さらにまだできています。

あの道路はそこに住んでいる住民の方の生活道路だけじゃなく、一種のバイパス道路になっているわけです。旧県道を通れば信号があるから、信号がないあそこの道路を使ってるんです。

そういう点ですね、非常に朝夕、車が多くございます。

そういう点ですね、北九州市は、大谷とか景勝町とか、いろんな枝光とか、坂道のところは狭い道路がいっぱいありました。現在も車が通らないところがあります。しかしですね、北九州市は道路沿いの家が空き家になったら、市がその家を買って、車の離合部分をつくったんです。私は偉いなと思ったんです。そういう点でもですね、まだまだ水巻町の、私が言っているこの道路は田んぼの部分もあるから、田んぼの部分だけでもやっぱり道路を広げてほしいと思いますが、そういう点はいかがですか。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

古賀議員が言われるのもごもっともですが、やはり頃末地区生産組合等、それから今日までの流れの中で、私も随分と農道を町道に格上げするにしてもですね、なかなかできない。拡幅をしたいと言っても、やはり頃末の生産組合の方たちのご意見、ご協力がどうしても大きな壁になっております。最低でもいきいきほ一筋前のJR下の町道、4.5メートルを8.5メートルにする工事を予定しておりますが、そしていきいきほ一筋の前の道路の拡幅工事で用地買収をしております。それはもう古賀議員もご存じのとおりだと思います。そして買収している側に下水道を通したいというようなことで、今、着々と用地買収で駅南のいきいきほ一筋のところが今、拡幅をやっておるような状況です。

その中で、今、吉田に向かう側も、町といたしましては、気持ちはあるんですが、地権者、あるいは生産組合等々の調整がなかなかうまくいかない。1か所だけ町道認定になって、野口電器から横に走るところはなんとか生産組合のみなさんをお願いして町道認定をさせてもらい、少し整備をさせてもらいましたが、なかなか地域の、特に生産組合の協力なくして、今、古賀議員が言われるような整備は難しいと思っておりますが、やはり長い将来を考えた場合には、当然、道路整備は必要だと思っておりますので、今後とも継続的に、今、古賀議員が言われるようなところもですね。まずは用地が手に入らないと何もできないという状況ですので、そう

いうところを今、駅周辺の整備をしながら、並行して少しずつではありますが進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

議 長（白石雄二）

古賀議員。

7 番（古賀信行）

まあ、町長の言われるようなことはわかります。しかしですね、町の住民の生活をしやすくするためには生産組合の反対があってもですね。私が言いたいのは、生産組合は農家の方なんですね。農家の方が土地を売らなかつたらいいんですよ。家、できてないんです。けどですね、そういう道路の拡幅に反対、反対って言いながらですね、反対した住民が農地を売って家を建てさせてるんじゃないですか。それがおかしいと思うんです。だから町はそういう生産組合の反対があってもですね、長い時間をかけて説得して、住民が生活しやすくなるような道路の建設をする必要があると思います。その点、再度またお答えをお願いします。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

先ほども答弁いたしました。今後ともですね、努力しないというわけではありません。やはり道路は生活道路、それから特に頃末、駅南は今から住宅が、下水道も来ておりますので、建て込んでくると思っております。そういうことで、町としてはできるだけ道路の整備をしたい。そういう観点から努力をしていきたいと思っております。以上です。

議 長（白石雄二）

古賀議員。

7 番（古賀信行）

それから生活保護につきまして、私の調査によりますと福岡県内でも1、2を争う人口比率に対する受給者が多いんです。福岡県内にはたくさん産炭地がありました。飯塚、直方、田川、宇美町ですね。いっぱいありました。この水巻も日炭という炭鉱があったんです。それから大牟田もそうでしたけど。大牟田はもう日本でも有名な炭田でしたけど。そういう中でですね、同じ炭鉱があった地域でも、水巻町は保護者の人口に対する比率が突出しています。日本でも突出しています。日本の中でも。こういう点ですね、私はよく福祉事務所に文句言いに行きます。もうちょっと調べてほしいと。そしたら私、知り合いの福祉事務所のケースワーカーが、その方は県内を何回か回って来られているから詳しいんですね。県内の事務所を回って来られているから。そしたら町村によっては添付書類が付いてくると。その人が本当に生活に困っているかですね。水巻町は添付書類がないから残念と言われるんです。そういう点ですね、町長

の答弁では、いかにもそういうことを調べているように答弁されましたが、実際はそうじゃないと思うんです。そういう点ですね、やっぱり民生委員と十分に、その人が本当に生活困窮したかどうか、密に連絡を取りながらそういう申請書を福祉事務所に回すかすべきと思うんです。お答えをお願いします。

議 長（白石雄二）

服部課長。

地域づくり課長（服部達也）

古賀議員のご質問にお答えいたします。先ほどの町長の答弁にもありましたように、町も民生委員も、福祉事務所からの要請に対しましては協力しなければいけないということになっております。福祉事務所のケースワーカーが自宅を訪問し、保護を申請される方としっかりと面談をした上で保護を決定していくわけですけれども、そこで足りないものだったり調査ができないものについては、当然、町に要請があることとなっております。その要請がありましたら当然、町としても民生委員としましても、そこに協力するということになっております。それで福祉事務所からそういう要請があった場合は、どういうものが福祉事務所が要望しているかをしっかりと協議した上で協力してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議 長（白石雄二）

以上で3番、古賀議員の一般質問を終わります。

これをもちまして、本日の一般質問を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午後 00 時 04 分 散会